

## IFC の設立協定

IFC は本協定の中で定められた各条項の手順に従って運営されている。これらは、加盟条件、組織、管理運営、業務に関する一般的な原則の概要を示したものである。

(1993年4月28日に至るまでの改正を含む)

<b>第一条</b>	<b>第六条</b>
目的	地位、免除、および特権
<b>第二条</b>	<b>第七条</b>
加盟および資本	改正
<b>第三条</b>	<b>第八条</b>
業務	解釈および仲裁
<b>第四条</b>	<b>第九条</b>
組織および運営	最終規定
<b>第五条</b>	<b>定款</b>
脱退、資格の停止、および業務の停止	<b>定款</b> (1980年2月18日に至るまでの改正を含む)

本協定に署名する政府は、以下の内容に同意するものとする。

## 序文

国際金融公社（以下「公社」と称す）は、以下の規定に従って設立され運営される。

## 第一条 目的

公社の目的は、加盟国、特に低開発地域において、生産性の高い民間企業の育成を奨励することによって、経済開発のさらなる促進と、それをもって国際復興開発銀行（以下「世銀」と称す）の活動を補助することにある。この目的を達成するため、公社は以下を実施するものとする。

(i) 十分な民間資本を妥当な条件で利用できない場合、民間投資家と協調して、加盟国政府による償還の保証なしに投融資を行うことによって、かかる加盟国の開発に寄与するような生産性の高い民間企業の設立、改善、拡張に資金援助を行う。

(ii) 投融資の機会、内外の民間資本、経験豊富な経営者を集める努力をする。

(iii) 内外の民間資本の生産的な投融資が加盟国に流入するよう、かかる資本の流れを活性化し、さらにこうした資本の流入を促すような環境整備を支援することに力を注ぐ。

公社は、本第一条の規定をあらゆる決定の指針とする必要がある。

## 第二条 加盟および資本

### 第一項 加盟

(a) 公社の原加盟国とは、本協定の付表 A に掲げられた世銀の加盟国で、しかも本協定の第九条第二項 (c) に明記された日付以前に公社への加盟を受諾するものを指す。

(b) 公社への加盟は、公社の定める時期に、公社の定める条件に従って、世銀の他の加盟国に開放されるものとする。

### 第二項 資本株式

(a) 公社の授権資本は、合衆国ドルで一億ドルとする<sup>1</sup>。

<sup>1</sup> 1992 年 12 月 10 日付で公社の授権資本は 24 億 5,000 万ドルに増額され、額面 1,000 ドルの株式、合計 245 万株に分割された。

(b) この授権資本は、額面 1,000 ドル（合衆国ドル）の株式、合計 10 万株に分割されるものとする。かかる株式のうち原加盟国によって当初引き受けられなかったものについては、本第二条第三項 (d) の規定に従ってその後の引受が可能となる。

(c) 授権資本は、以下の方法を用いて総務会により随時、増資することができる。

(i) 原加盟国以外の加盟国による最初の資本株式の引受に際し、かかる資本株式を発行するために増資が必要となる場合においては、総投票数の過半数をもって可決することができる。但し、本項目の規定に従って承認できる増資は合計一万株を超えないものとする。

(ii) その他の場合は、総投票権数の五分の四の賛成をもって可決できる<sup>2</sup>。

<sup>2</sup> 1993 年 4 月 28 日付で以下のごとく原文を改正した：(ii) その他の場合は総投票権数の四分の三の賛成をもって可決できる。

(d) 上記項目 (c) (ii) に従って増資が承認された場合、公社の決定する条件に基づいて、どの加盟国に対しても、公社の総資本株式に対する各加盟国のそれまでの引受額の割合に相当する比率で、増資を引き受けられる適切な機会が与えられなければならない。但し、加盟国は、増資のいかなる部分であっても引き受けなければならない義務を負うものではない。

(e) 株式の最初の引受または上記 (d) に基づいた引受以外の場合に株式を発行する際は、総投票権数の四分の三の賛成を必要とする。

(f) 公社の株式は加盟国だけが引き受けることができ、しかも加盟国のみを対象に発行されるものとする。

### 第三項 引受

(a) 各原加盟国が引き受ける株式数は付表 A の各国名に対応した数値とする。他の加盟国が引き受ける株式数は公社により決定されるものとする。

(b) 原加盟国が最初に引き受ける株式は額面で発行される。

(c) 原加盟国による最初の引受額は、本協定の第四条第三項 (b) に基づき、公社が業務を開始した日付、または、かかる原加盟国が加盟した日付のいずれか遅い方の日付から 30 日以内、もしくは、公社によって規定されたそれ以降の日付までに全額払い込まれる必要がある。その際の支払いは、公社によって指定された一ヵ所またはそれ以上の場所への払込み請求額に対して、金あるいは

合衆国ドルで行われるものとする。

(d) 原加盟国が最初に引き受ける場合を除き、株式の引受条件と株価は公社により決定されるものとする。

#### **第四項 責任の限定**

どの加盟国も、加盟国であるがゆえに、公社の債務に責任を負うことはない。

#### **第五項 株式の譲渡と担保としての利用の制限**

公社の株式は、方法の如何を問わず、抵当や担保として用いてはならず、しかも、公社に対してのみ譲渡できるものとする。

## 第三条 業務

### 第一項 投融資業務

公社は、加盟国の領域内に所在する生産性の高い民間企業を対象に資金を投融資することができる。その際、かかる企業に対して政府の権益や他の公的な権益が存在していたとしても、公社による当該企業への投融資活動が必ずしも妨げられるわけではない。

### 第二項 投融資の形式<sup>3</sup>

公社は、状況に応じて適切とみなされるとき、その資金を一つもしくはそれ以上の形式で投融資することができる。

<sup>3</sup> 1961年9月21日付で以下のごとく原文を改正した： (a) 公社の資金は、資本株式への投資という形式で供与されることはない。これを前提として、公社は、状況に応じて適切とみなされるとき、その資金を一つもしくはそれ以上の形式で投融資でき、それには、投資の所有者によって投資とみなされる案件、利益参加権、資本株式の引受権または投資に付随する資本株式への転換権などが含まれるが、それだけに限られるわけではない。(b) 公社自身は、資本株式の引受権を行使したり、あるいは投融資に付随する資本株式への転換権を行使することはない。

### 第三項 業務上の原則

公社の業務は、以下の原則に則って行われるものとする。

- (i) 十分な民間資本が妥当な条件で獲得できると考えられるときは、公社は一切、資金供与を行わない。
- (ii) 加盟国がその領域内にある企業への資金供与に反対するとき、公社はかかる企業に資金を供与しない。
- (iii) 公社は、供出した資金が特定の国の領域内で使用されなければならないという内容を条件として課してはならない。
- (iv) 公社は、投融資先の企業の運営管理の責任を負ってはならず、さらに、かかる目的で議決権を行使したり、あるいは、当然、運営管理の域内に入ると認められるような他の目的で議決権を行使してはならない<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> 1961年9月21日付で以下のごとく原文を改正した： (iv) 公社は、投融資先の企業の運営管理の責任を負ってはならない。

- (v) 公社は、企業の所要条件、公社が負担するリスク、民間投資家が同様の投融資を行う際に賦課する通常の条件などを考慮したうえで、適切とみなされる条件に基づいて投融資を行うものとする。
- (vi) 公社は、その投融資案件を満足できる条件で民間投資家に適切に売却できるときは、かかる売却を行って、常にその資金を回転させるよう努力するものとする。
- (vii) 公社は、妥当な範囲で投融資案件の多様性を保つよう努めなければならない。

### 第四項 権益の保護

本協定は、公社の投融資が現に支払い不履行を起こしたとき、または、支払い不履行の恐れが生じたとき、あるいは、投融資先の企業が現に破産したとき、または、破産の恐れが生じたとき、あるいは、かかる投融資が危険にさらされると認められるような他の状況が発生したときに、公社の権益を守るために必要な措置をとったり、かかる権益

を守るための権利を行使するのを妨げてはいない。

## 第五項 特定の外国為替規制の適用性

本第三条第一項に基づいて加盟国の領域内で行われる公社の投融資に関し、公社が受領した資金または公社宛に支払うべき資金は、本協定の規定だけを理由に、かかる加盟国の領域内で実施されている一般的な外貨交制限、規制、管理の適用を受けないというわけではない。

## 第六項 その他の業務

本協定中の他の箇所で明記されている業務に加えて、公社は以下を実行する権限を有するものとする。

(i) 資金の借入、さらに、それに関連して公社が決定した担保や他の保証物件の提供。但し、公社は、加盟国の市場で自己の債務を公売に付す前に、かかる加盟国の承認を得るとともに、当該債務に用いられる通貨の当事国の承認も得ることとし、さらに世銀の貸付、または、世銀の保証で貸付を受ける場合、あるいは、かかる貸付を受けている限りにおいて、公社が行う借入または保証の総残高が、公社の行ったあらゆる借入（これには借入保証も含まれる）の総額とその後の残高が応募済み非減損資本と余剰金の合計の四倍に等しい金額に達したとき、または結果的にかかる金額に達したときは、それ以上増額してはならないものとする<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> 1965年9月1日付の改正により、最後の文節が追加された。

(ii) 公社の業務上必要な資金以外は、公社の定めた債務証券に投資し、さらに年金やそれに類する目的で保留している資金を市場性のあるあらゆる種類の証券に投資する。但し、その際は、本条項の他の項で賦課されている制限の対象とはならない。

(iii) 公社が投融資した証券の販売を促すために、かかる証券の保証を行う。

(iv) 公社の発行証券、保証証券、あるいは投融資先の証券の売買を行う。

(v) 公社の目的を促進するうえで必要もしくは望ましいと思われ、しかも公社の業務に付随した他の権限を行使する。

## 第七項 通貨の価値評価

本協定に基づいて、公社がいずれかの通貨の価値を他の通貨価値と比較して評価する必要性が生じたときは常に、国際通貨基金と協議したうえで、かかる価値評価を妥当な形で判断しなければならない。

## 第八項 証券上に記載すべき注意事項

公社が発行または保証する証券の券面には、すべて目のつきやすい場所に、かかる証券が世銀の債務ではなく、さらに、かかる証券上に例外として明記されていない限り、いかなる政府の債務でもない旨が明記されている必要がある。

## 第九項 政治活動の禁止

公社とその役員は、加盟国内の政治問題に干渉してはならない。問題の加盟国または加盟諸国の政治的性質によって意思決定が左右されてはならない。意思決定の際に重要なのは経済面の配慮だけであり、しかも、本協定に記述された目的を達成するためには、こうした配慮が公正に評価されなければならない。

## 第四条 組織および運営

### 第一項 会社の組織構造

会社には、総務会、理事会、理事会議長、総裁、そして会社の定めた職務を遂行する他の役員と職員を置くものとする。

### 第二項 総務会

(a) 会社の権限はすべて総務会に帰属する。

(b) 会社の加盟国は世銀の加盟国でもあるゆえ、世銀加盟国によって任命された世銀の総務と総務代理が、職権上それぞれ会社の総務と総務代理を務めるものとする。総務代理は、総務が不在のとき以外、投票することはできない。総務会は総務の一人を総務会議長として選出する。加盟国が会社を脱退した場合、かかる加盟国によって任命された総務と総務代理も退任しなければならない。

(c) 総務会は、以下の権限を除き、いずれの権限も理事会に委譲することができる。

(i) 新加盟国の承認と加盟条件の設定。

(ii) 増資または減資。

(iii) 加盟国の資格停止。

(iv) 本協定の解釈に関して理事会から提出された抗議の決断。

(v) 他の国際機関との間で協力上の取決めを行う（暫定的なものや事務的な性質の非公式な取決めは除外する）。

(vi) 会社の業務を恒久的に停止したり、その資産を分配する際の決定。

(vii) 配当の発表。

(viii) 本協定の改正。

(d) 総務会は、年次会合のほか、総務会の定める他の会合、あるいは理事会が招集する他の会合を開くものとする。

(e) 総務会の年次会合は、世銀の総務会の年次会合とともに開かれる。

(f) どの総務会の会合においても、表決に要する定足数は投票を行った総務の過半数とし、しかも総投票権数の三分の二以上が投票権を行使する必要がある。

(g) 会社は、規則により、特定の課題の表決に際して、理事会が総務会を招集せずに総務の投票を求める手続きを設定することができる。

(h) 総務会と理事会は、会社の業務遂行上、必要とみなされるか、あるいは適切とみなされる規則や規約を採択することができる。但し、理事会については、総務会によって承認された枠内で、かかる規則や規約を採択できるものとする。

(i) 総務と総務代理は、会社からの俸給なしに勤務する。

### 第三項 投票

(a) 各加盟国には、250 票に加え、保有株式の一株ごとに一票が与えられる。

(b) 特に例外として明記されない限り、公社が決定すべき課題はすべて、投票数の過半数をもって可決される。

### 第四項 理事会

(a) 理事会は、公社の一般業務の推進上の責任を負う。そのため、本協定のもとで付与された権限と、総会によって委譲された権限をすべて行使する。

(b) 公社の理事会は、世銀の各理事によって職権上、構成されている。世銀の理事は、(i) 世銀の加盟国であり、同時に公社の加盟国でもある国によって任命される場合と、(ii) 世銀の加盟国であり、同時に公社の加盟国でもある少なくとも一国の票を得て選出される場合がある。また、理事代理は、世銀の理事代理が職権上、公社の理事代理となる。どの理事も、かかる理事を任命した加盟国が脱退したとき、あるいは、かかる理事を選出した加盟国全員が脱退したときに退任する必要がある。

(c) 公社の理事が世銀の理事として任命されている場合、各理事には、かかる任命を行った加盟国が公社において投票できる票数だけ投票できる権利が与えられる。一方、世銀の理事として選出されている場合には、かかる理事の選出に投じられた加盟国または加盟諸国の投票数だけ公社において投票できる権利が与えられる。いずれの場合も、理事に与えられた投票数は、分割できず一つにまとめて投票されなければならない。

(d) 理事代理は、同代理を任命した理事が不在のとき、理事のもつあらゆる権限を行使できる。理事が出席しているときは、会合に参加できるが、投票することはできない。

(e) 理事会の各会合で表決に要する定足数は、投票した理事の過半数とし、しかも総投票権数の二分の一以上が投票権を行使しなければならない。

(f) 理事会は、公社の業務の必要性に応じて随時会合を開くものとする。

(g) 総務会は、世銀の理事を任命する権限のない加盟国が、かかる加盟国の要請を審議する理事会の会合、もしくはかかる加盟国に特に影響を与える事項を審議する理事会の会合に代表を一人出席させることができる旨の規約を採択するものとする。

### 第五項 議長、総裁、ならびに職員

(a) 世銀の総裁は、職権上、公社の理事会議長を務めるものとするが、表決の際に賛否が等数で二分された場合に決定票を投ずる以外、投票権を有さないものとする。総裁は総務会の会合に参加することができるが、かかる会合で投票する権利は有さないものとする。

(b) 公社の総裁は、理事会の議長の推薦に基づき、理事会によって任命されるものとする。総裁は公社の業務に携わる職員の長となる。理事会の指導と理事会議長の一般的な監督のもとで、総裁は公社の通常業務を推進するほか、理事会とその議長の一般的管理下で、組織の責任と、役員や職員の任命・免職の責任を負うものとする。総裁は、理事会の会合に参加することができるが、かかる会合で投票することはできない。また、総裁の退任は、理事会議長の同意を得て、理事会の決定により行われる。

### 第六項 世銀との関係

(a) 公社は、世銀とは別個の独立した事業体であり、公社の資金は、世銀の資金とは別途にしかも分離して保管されるものとする。<sup>6</sup> 但し、本項は、公社と世銀が、設備や施設、職員、役務について何らかの取決めを行ったり、公社または世銀が他方に代わって最初に支出した管理経費を払い

戻すための取決めを行うのを妨げるものではない。

(b) 本協定には、世銀の行動もしくは債務に対して公社が責任を負うとか、公社の行動もしくは債務に対して世銀が責任を負うという内容は一切含まれていない。

<sup>6</sup> 1965年9月1日付で原文を改正し以下の文章を追加する：「公社は世銀との間で資金の貸し借りは行わないものとする。」

## 第七項 他の国際機関との関係

公社は、世銀を通じて、国際連合と公式の取決めを結ぶものとし、さらに、関連分野において専門的な責任を有する他の公的国際機関とこのような公式取決めを結ぶことができる。

## 第八項 事務所の所在地

公社の主たる事務所は、世銀の主たる事務所の近辺に置かれるものとする。公社はまた、加盟国の領域内に他の事務所を設置することができる。

## 第九項 預託機関

各加盟国は、自国の中央銀行を預託機関として指定する。公社は、かかる中央銀行に加盟国の通貨や公社の他の資産を保有することができる。加盟国に中央銀行がない場合、各加盟国は、この目的のために公社の受諾する他の機関を指定することができる。

## 第十項 通信経路

本協定のもとで生じうる事柄に関して、公社のとりうる連絡先として、各加盟国は適切な権威機関を指定するものとする。

## 第十一項 報告書の発行と情報の提供

(a) 公社は、監査済み財務報告書を含めた年次報告書を発行するほか、各加盟国に対して、貸借対照表の概要と、業務結果を示す損益計算書を適切な期間を置いて定期的に送付するものとする。

(b) 公社は、その目的の達成上、望ましいとみなされる他の報告書を発行できるものとする。

(c) 本項に基づいて作成される報告書、財務諸表、刊行物についてはすべて加盟国に配布されるものとする。

## 第十二項 配当

(a) 総務会は、適切な準備金を繰り入れた後に、公社の純利益と余剰金からどれほどの金額を配当として支払うかを随時決めることができる。

(b) 配当は、加盟国の保有する株式資本の割合に比例して分配される。

(c) 配当の支払い方法や、どの通貨または諸通貨で支払うかは公社によって決定される。

## 第五条 脱退、資格の停止、および業務の停止

### 第一項 加盟国の脱退

どの加盟国も、公社の主たる事務所に書面で通達することにより公社からいつでも脱退できる。脱退の日付は、かかる通知を受領した日付に効力を発するものとする。

### 第二項 加盟資格の停止

(a) 加盟国が公社に対する責務のいずれかを履行しなかったとき、公社はかかる加盟国の資格を停止することができる。その決定は、総務会において、総投票権数の過半数が投票権を行使し、しかも投票した総務の過半数の賛成により可決される。停止処分を受けた加盟国は自動的に、処分を受けた日付から一年間、加盟国としての資格を失うものとする。但し、同様の投票過程を踏んで、総務の過半数が、かかる加盟国の資格を優良加盟国に回復すると決定した場合は例外とする。

(b) 停止処分中、加盟国は、脱退する権利以外、本協定のもとで付与されたあらゆる権利を失うことになるが、責務については引き続きすべて履行しなければならない。

### 第三項 世銀の加盟国としての資格の一時的または恒久的な停止

どの加盟国も、世銀の加盟国としての資格を一時的または恒久的に停止された場合は、例外なく自動的に、公社の加盟国としての資格も一時的または恒久的に停止されるものとする。

### 第四項 加盟国ではなくなった政府の権利と義務

(a) 加盟国ではなくなった国の政府は、公社に支払うべき金額の全額を引き続き支払う義務を負うものとする。かかる政府の保有する資本株式は、本項の規定に基づいて、同政府との勘定決済の一環として、公社が買い戻すことに取り決めるものとする。但し、同政府は、本項と第八条(c)で定められた権利を除き、本協定のもとで付与される他の権利を有さないものとする。

(b) かかる政府が保有する資本株式の買戻しについては、以下の(c)項の規定によらずに、事情に応じた適切な条件を設定し公社と同政府の間で合意してもよいこととする。その際、かかる合意書には、他の項目と共に、公社に対する同政府の債務の全額を最終的に決済する内容を含めることができる。

(c) このような合意書が、政府が加盟国でなくなった日付、または、同政府と公社の間で同意した他の日付から六ヶ月以内に作成されない場合、同政府の保有する資本株式の買戻し価格は、同政府が加盟国でなくなった日付における公社の帳簿上の価額とする。資本株式の買戻しの際は以下の条件に従うものとする。

(i) 同政府により株式の引渡しが行われたならば、公社は、自己の財務状況を考慮したうえで、妥当であると定めた時期に、利用可能な通貨もしくは複数の通貨で、しかも妥当な回数の分割払いにより株式の代金を支払うことができる。

(ii) 同政府またはその政府機関のいずれかが公社に対して何らかの金額を引き続き支払う義務を負っている場合、公社への支払いが続く限り、同政府への資本株式の代金支払いは、金額を問わず、差し控えることができる。また、公社の選択により、同政府の支払い期日が到来するたびに、公社から支払われるべき代金とこの金額を相殺することもできる。

(iii) 本協定の第三条第一項のもとで公社が行った投融資が純損失を出し、しかも投融資先の政府が加盟国ではなくなった時点まで公社がこの投融資を保有してい

た場合、さらに、かかる損失額がその時点での損失引当金の金額を上回っている場合、同政府は、資本株式の買戻し価額の決定時に、かかる損失を考慮していたならば買戻し額が減額されたはずの金額を、公社の要求に応じて即座に払い戻さなければならない。

(d) 本項の規定のもとで政府に支払われる資本株式の代金は、同政府が加盟国でなくなった日付から六ヶ月経過するまで、いかなる場合も支払われることはない。政府が加盟国でなくなった日付から六ヶ月以内に、公社が本第五条第五項に基づいて業務を停止した場合は、本第五項の規定に基づいて、同政府に対するあらゆる権利が決定されるうえ、本第五項の適用上、投票権を持たないこと以外、同政府は公社の加盟国とみなされるものとする。

## 第五項 業務の停止と債務の決済

(a) 公社は、総務の総投票権数の過半数が投票権を行使し、しかも投票した総務の過半数の賛成票を得て、その業務を恒久的に停止することができる。かかる業務停止が決まった場合、公社は、その資産の換価、保全、管理、ならびに、その債務の決済を秩序よく行うための作業を除き、すべての活動を直ちに停止するものとする。こうした債務の決済と資産の分配が最終的に完了するまで、公社はそのまま存続するものとし、本協定のもとで定められた、公社とその加盟国の間で相互に存在するあらゆる権利と義務は、損なわれることなくそのまま続くものとする。但し、加盟国の加盟資格の停止あるいは加盟国の脱退は行うことができず、さらに本項で規定された分配以外のいかなる分配も加盟国に対して行ってはならない。

(b) 債権者に債務の全額が支払われるか、履行されるまで、さらに、総務の総投票権数の過半数が投票権を行使し、その過半数の賛成票を得て、分配を行うと決定されるまでは、公社の資本株式を保有しているという理由で加盟国に分配金を支払ってはならない。

(c) 前述の規定に従うことを前提に、公社は加盟国の保有する資本株式の割合に比例してその資産を分配するものとする。但し、いずれの加盟国の場合も、公社からの支払い請求に対して未払い分がある場合には、その全額をあらかじめ決済していなければならない。さらにかかる分配は、公社によって公正かつ公平とみなされる時期に、公正かつ公平とみなされる通貨（または複数の通貨）建てで、しかも公正かつ公平とみなされるところに従って現金か他の資産を用いて支払われるものとする。一部の加盟国に支払われる分配金については、部分的に異なる資産や別の通貨建てで行われることがあり、必ずしも資産と通貨の種類が統一されているわけではない。

(d) 本項に基づいて公社から資産の形式で分配を受けた加盟国については、かかる資産に対して公社が分配前に享受してきた権利と同様の権利を享受できるものとする。

## 第六条 地位、免除、および特権

### 第一項 本条項の目的

公社には、委託された職務を貫徹できるよう、各加盟国の領域内で、本第六条に掲げられる地位、免除、および特権が与えられるものとする。

### 第二項 公社の地位

公社は完全なる法人格を有し、特に以下の能力を持つものとする。

- (i) 契約の締結。
- (ii) 動産と不動産の取得ならびに処分。
- (iii) 訴訟の提起。

### 第三項 訴訟手続きにおける公社の地位

公社に対する訴訟は、公社が加盟国の領域内に事務所を有し、同領域内に訴訟手続きに関する送達あるいは告知を受領する代理人を任命している場合、あるいは、この領域内で証券を発行もしくは保証している場合に、かかる加盟国の領域内で有効な管轄権を有する裁判所のみで提起することができる。但し、加盟国、その代理人、あるいは加盟国から請求権を引き継いだ者については、公社に対して訴訟を起こすことはできない。また、公社の財産と資産は、その所在地と所有者の如何を問わず、公社に対して起こされた訴訟が確定するまで、あらゆる形の押収、差押え、執行から免除されるものとする。

### 第四項 資産の強制処分からの免除

公社の財産と資産は、その所在地と所有者の如何を問わず、行政上、立法上の措置により、捜査、接収、没収、押収、その他のあらゆる形の強制処分から免除されるものとする。

### 第五項 保管文書に対する免除

公社の保管文書は不可侵とする。

### 第六項 資産に対する制限からの免除

公社の財産と資産は、本協定で定められた業務の遂行に必要な枠内で、しかも第三条第五項の規定と本協定の他の規定に準ずることを前提に、あらゆる性質の制限、規制、管理統制、モラトリアムから免除されるものとする。

### 第七項 通信上の特権

各加盟国は、公社からの公的な通信事項に対し、他の加盟国からの公的な通信事項を取り扱うときと同様の待遇をもって対応するものとする。

## 第八項 役員と職員に与えられる免除および特権

会社の総務、理事、それぞれの代理、役員、職員はいずれも以下の特権と免除の対象となる。

- (i) 公的職能で行った行為に対する訴訟手続きからの免除。
- (ii) 現地国の国民ではない場合は、各加盟国が他の加盟国の同格の代表者、官吏、職員を扱うときと同様に、出入国規制、外国人登録義務、軍服役義務から免除されるとともに、外国為替規制については、各加盟国が他の加盟国の同格の代表者、官吏、職員に与えるものと同様の便宜が与えられるものとする。
- (iii) 旅行上の便宜については、各加盟国が他の加盟国の同格の代表者、官吏、職員に与えるものと同様の待遇を受けるものとする。

## 第九項 課税からの免除

- (a) 公社と、その資産、財産、所得、そして本協定のもとで認められた業務ならびに取引に対しては、あらゆる関税と租税の適用から免除されるものとする。公社はまた、あらゆる租税または関税を徴収したり支払う義務からも免除されるものとする。
- (b) 公社の理事、理事代理、役員、職員が現地国の市民、臣民、その他の国民でない場合は、かかる者に支払われる給与や俸給に対して、または、かかる者に支払われる給与や俸給に関連して税金を課してはならない。
- (c) 公社が発行した債務または証券（これには、それに付随する配当または利子も含まれる）には、保有者の如何を問わず、以下のような性質のいかなる税金も課してはならない。
  - (i) 公社が発行したことだけを理由に、その債務または証券に対して差別を設けたもの、または
  - (ii) 課税の対象とする管轄上の唯一の根拠が、債務もしくは証券を発行した場所または通貨、あるいは、かかる債務もしくは証券の支払い先の場所または通貨、あるいは、かかる債務もしくは証券の支払われた場所または通貨、あるいは、公社の維持する事務所または業務地の場所に由来しているもの。
- (d) 公社が保証を行った債務または証券（これには、それに付随する配当または利子も含まれる）には、保有者の如何を問わず、以下のような性質のいかなる税金も課してはならない。
  - (i) 公社が発行したことだけを理由に、その債務または証券に対して差別を設けたもの、または
  - (ii) 課税の対象とする管轄上の唯一の根拠が、公社の維持する事務所または業務地の場所に由来しているもの。

## 第十項 第六条の適用

各加盟国は、この第六条に掲げられた原則を自国の法律に照らし合わせて有効に実行するため、自国の領域内で必要な措置をとり、かかる措置の詳細を公社に知らせなければならない。

## 第十一項 放棄

公社は、その裁量により、本第六条のもとで与えられた特権と免除の項目を、自己の定めた枠内で、しかも自己の定めた条件に基づいて放棄することができる。

## 第七条 改正

(a) 本協定は、総務の有する総投票権数のうち 85 パーセント<sup>7</sup>の投票権が行使され、しかもその四分の三が賛成票を投じたときに改正することができる。

<sup>7</sup> 1993 年 4 月 28 日付で以下のごとく原文を改正した：(a) 本協定は、総務の有する総投票権数の五分の四が投票権を行使し、しかもその四分の三が賛成票を投じたときに改正することができる。

(b) 上述の規定 (a) の例外として、以下の項目を改正する際は、総務による全員一致の可決が必要となる。

(i) 第五条第一項で定められた公社からの脱退の権利。

(ii) 第二条第二項 (d) で保証された先買権。

(iii) 第二条第四項で規定された責任の限定。

(c) 本協定の改正案は、加盟国、総務、理事のいずれかから発案されたものであっても、まず総務会議長に知らされ、同議長より総務会に提示されるものとする。かかる改正が正式に採択された場合、公社は、全加盟国に正式に通報することによって、これを認証するものとする。改正の発効日は、全加盟国に正式に通報された日付から三ヶ月後とするが、それ以前にすると総務会で定められた場合は例外とする。

## 第八条 解釈および仲裁

(a) 本協定の規定の解釈に関して、加盟国と公社の間、さらに公社の加盟国の間で疑義が生じた場合は、それを理事会に提出してその決定を仰ぐものとする。世銀の理事を任命する権限のない公社の加盟国に特に影響を与える疑義である場合は、第四条第四項 (g) に基づいて、かかる加盟国に対し代表者を送る権利が与えられるものとする。

(b) 上記 (a) に基づいて理事会が決定を下したとき、加盟国はかかる疑義を総務会に付託するよう要求することができ、その際は、総務会で下された決定が最終決定となる。総務会への付託後、結果が判明するまでの間は、公社は、必要とみなされる限りにおいて、理事会の決定に基づいて行動をとることができる。

(c) 加盟国ではなくなった国と公社の間で意見の相違が生じたとき、または、公社の業務を恒久的に停止する課程で公社と加盟国の間で意見の相違が生じたときは、いかなる場合も、公社の任命した仲裁人、関係国の任命した仲裁人、審判の三名の仲裁人から成る仲裁裁判所に裁定を委ねるものとする。その際の審判は、当事者同士で異存がない限り、国際司法裁判所の所長によって任命されるか、あるいは、公社の規約で定められた他の権限を有する者によって任命される。かかる審判には、手続き上の問題に関する当事者同士の意見の相違がいかなるものであっても、かかる問題を解決するための権限がすべて与えられているものとする。

## 第九条 最終規定

### 第一項 発効

本協定は、30ヶ国以上の政府が、付表 A に掲げられた株式資本の総引受額の 75 パーセント以上の金額を引き受け、各政府が自国を代表して本協定に署名し、さらに、本第九条第二項 (a) で引用される証書を自国に代わって預託したときに発効するものとする。但し、1955 年 10 月 1 日より前に発効することはない。

### 第二項 署名

(a) 本協定を自国に代わって署名する各政府は、自国の法律に従って、但し書きなく本協定を受諾し、そこに定められた自国の義務をすべて履行するためにあらゆる措置をとったことを示す証書を世銀に預託するものとする。

(b) 各政府は、上述(a) で引用された証書を自国に代わって預託した日付に公社の加盟国となるものとする。但し、本第九条第一項で定められた本協定の発効日前に加盟国になることはない。

(c) 付表 A に掲げられた諸国の政府には、1956 年 12 月 31 日の終業時まで、世銀の主たる事務所で本協定に署名する機会が与えられるものとする。

(d) 本協定の発効後は、第二条第一項 (b) に基づいて加盟が承認された国の政府に対して本協定に署名する機会が与えられるものとする。

### 第三項 公社の発足

(a) 本第九条第一項に基づいて本協定が発効し次第、理事会議長は理事会の会合を召集するものとする。

(b) 公社は、かかる会合の開催日から業務を開始できる。

(c) 最初の総務会の会合が開かれるまで、理事会は、本協定のもとで総務会だけに保留された権限を除き、総務会のあらゆる権限を行使することができる。

本書はワシントンにおいて一通作成され、国際復興開発銀行の文書保管庫に預託されるものとする。また下記の署名により、国際復興開発銀行が本協定の預託機関として機能することと、付表 A に掲げられた各国の政府に対して本第九条第一項のもとで本協定が発効した日付を通告することに合意した旨が明示されたものとする。